

お知らせ（受給者証の書き換えについて）

新たな移動支援の区分が、
「重度移動支援区分」となる方へ

尼崎市健康福祉局

障害者自立支援事業第1担当課長

障害者自立支援事業第2担当課長

疾病対策課長

障害福祉政策担当課長

障害福祉課長

皆様にご利用いただいております移動支援サービスについては、利用者の障害状況等によって区分を設定し、その区分毎に事業所へお支払いする報酬単価を定めています。

平成29年10月1日から、この移動支援の区分*を変更しますが、新しい決定基準で区分の見直しを行ったところ、貴方につきましては、新たな区分が、

重度移動支援区分 となります。

こちらの区分になる方につきましては、現在お持ちの「受給者証」の書き換えが必要となりますので、お手数をおかけ致しますが、次のとおりお手続きをしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

～ お手続きの方法等について ～

方法 郵送による手続き

同封している「返信用封筒」に、現在お持ちの受給者証を入れてお送り下さい。
概ね2週間程度で、区分を書き換えた受給者証を返送させていただきます。

方法 窓口での手続き

直接窓口にお越しになる場合は、現在お持ちの受給者証と、このお知らせをお持ちいただき、窓口の担当者にお伝え下さい。その場で区分を書き換えさせていただきます。

なお、ご本人が来庁されない場合は、ご家族や介護者、事業所の方が代理でお手続きいただくことも可能です。

お手続きの期限

平成29年10月31日（火）までに、必ずお手続きを完了してください。

以上

* 移動支援の区分は、これまで「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の2区分でしたが、平成29年10月からは、新たに「重度移動支援区分」、「障害支援高区分」、「障害支援低区分」の3区分に変更します。